

○嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例

平成 27 年 3 月 16 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 嘉麻市の新庁舎施設整備、支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能等を調査審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 新庁舎建設基本計画（案）に関すること。
- (2) 支所庁舎のあり方及び支所に必要な機能に関すること。
- (3) その他新庁舎施設整備等に関し、市長が特に必要と認める事項に関すること。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 12 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学識経験者 1 人以内
- (2) 公共的団体等が推薦する者 9 人以内
- (3) 市民からの公募による者 2 人以内

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条に規定する諮問に係る事務が終了するまでの間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を出席させて意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、主管課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し、審議会の運営に必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---

○嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例施行規則

平成27年3月20日規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会条例（平成27年嘉麻市条例第2号）第9条の規定に基づき、嘉麻市新庁舎施設整備等審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集通知)

第2条 会長は、会議を招集しようとするときは、あらかじめ、会議開催の日時、場所及び議題を委員に通知しなければならない。

(会議録)

第3条 会長は、嘉麻市審議会等の会議及び会議録の公開に関する規程（平成22年告示第131号）に準じて、会議録を作成しなければならない。

(補則)

第4条 この規則に定めるもののほか、審議会に必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。